

神戸総合運動公園ユニバー記念競技場アスリート応援パートナー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市公園法、神戸市都市公園条例及び同施行規則に基づき、神戸市（以下「市」という。）が設置し、公益財団法人 神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）を指定管理者に指定し管理を受託している神戸総合運動公園陸上競技場（ユニバー記念競技場）（以下「ユニバー競技場」という。）において実施する「アスリート応援パートナー事業」（以下「パートナー事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 パートナー事業は、協会が、アスリート応援パートナー（以下「パートナー」という）からの広告協賛について、関係法令等を遵守しつつ、ユニバー競技場の活用方法の一環として、パートナーの企業名等を表示し、ユニバー競技場をはじめとする公園施設を利用するアスリート・関係者等の利用環境向上及びユニバー競技場の美化等魅力向上を図ることを目的とする。

(協賛対象施設)

第3条 企業名等表示（以下「広告」という）することのできる広告協賛対象施設は、別に定める。

(企業名等表示基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、パートナー事業の対象としない。

- (1) 法令等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 第三者を誹謗中傷するもの又は排斥するもの
- (4) 第三者の財産権、著作権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題についての主義、主張、その他意見表明に関するもの
- (7) 誇大及び虚偽のおそれのあるもの
- (8) 色彩やデザインがユニバー競技場の美観を損なうおそれのあるもの
- (9) その他表示することが適当でないと協会が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者にかかるものは、パートナー事業の対象とすることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2) 貸金業に関するもの
- (3) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの

(4) その他パートナー事業を実施するにあたり適当でないと協会が認めるもの

3 次の各号に掲げる者は、パートナー及びパートナー事業の対象としないことができる。

なお、広告協賛期間中においてこれらに該当するに至った者も同様とする。

(1) 各種法令に違反した者

(2) 神戸市税を滞納している者

(3) その他公序良俗に反する行為を行う等、パートナー事業のパートナーとしてふさわしくないと協会が認める者

(広告協賛の募集、協賛額等)

第 5 条 パートナー事業にかかる協賛広告として、ユニバー競技場内の壁面等に区画を設けて一定期間継続して掲載する広告にかかるパートナーの募集方法、選定方法等は、別に定める。

2 前号にかかる協賛額、広告の規格、区画、掲載期間、作成方法等その他必要な事項は、別に定める。

(事前審査)

第 6 条 協会は、パートナーとして広告協賛の申し込みがあった場合は、第 4 条の規定等により事前審査を行うとともに、必要に応じて市と協議を行うものとする。

(広告の設置費用等)

第 7 条 広告の掲載、撤去及び広告掲載期間中の広告の破損等にかかる修繕等並びにその他良好な状態に保持するための管理にかかる経費は、広告の管理者として協会が負担する。

(広告内容の変更)

第 8 条 広告掲載期間中にパートナーが広告の内容等を変更するときは、変更の一月間前までに協会に協議を行うものとし、これに必要な経費については、パートナーの負担とする。

(広告内容の修正)

第 9 条 協会は、広告の内容等が各種法令又は本要綱等に違反している、もしくはおそれがある、又は協会の責によらない誤りがあると判断したときは、いつでもパートナーに修正を求めることができものとし、これに必要な経費については、パートナーの負担とする。

(広告の規制)

第 10 条 協会は、ユニバー競技場で開催される競技等や施設運営に支障がある場合その他必要があると認めた場合においては、広告を一時撤去又はマスキング（遮蔽）することができる。この場合、パートナー等が損害を受けることがあっても協会はその賠償の責めを負わない。

(広告の取消し)

第 11 条 協会は次の各号のいずれかに該当する場合は、広告協賛期間中であっても、パートナーへの催告等を行わずに直ちに広告を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第 9 条の規定による広告内容の修正が行われないうとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、適切でないと協会が判断したとき

(広告に関する責任)

第 12 条 パートナーは、広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 パートナーは、広告により第三者に損害を与えた場合は、パートナーの責任と負担において解決しなければならない。

3 パートナーは、前条により広告を取り消された場合または第 4 条第 3 項の規定により広告協賛期間中においてパートナー及びパートナー事業の対象としないと決定された場合においては、協会に第 5 条の協賛額の返還及び損害賠償を求めることはできないものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、パートナー事業に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。